委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○知事	●市区町村長等
2. 都道府県名	宮崎県	
3. 市区町村名	えびの市	
4. 届出番号	7	
5. 独自利用事務の事例番号	108-5	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.ebino.lg.jp/display.php?cont=161207110523	

執行機関名 えびの市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活 用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立 支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省 令で定めるもの	えびの市移動支援事業実施要綱(平成21年8月4日えびの市告示第129号)による移動支援事業に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		えびの市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年えびの市条例第28号)第4条第1項中の表 第6の項 えびの市移動支援事業実施要綱(平成21年えびの市告示第129号)による移動支援事業に関する事務であって規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	えびの市移動支援事業実施要綱(平成21年8月4日えびの市告示第129号)第1 条
⑥事務の趣旨又は目的	児童福祉法 その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、 <u>障害</u>	
⑦独自利用事務の関連規範		えびの市移動支援事業実施要綱(平成21年8月4日えびの市告示第129号)